

XI 参 考 資 料

参考資料 1

世帯形態分類表

符号	区 分	基 準	摘 要
1	共働き世帯	世帯主及び配偶者が定職を有し就業している世帯	配偶者が内職である場合は含まない。
2	母子世帯	配偶者のいない母親と18歳未満の未婚の子で構成されている世帯	子の就業の有無を問わない。
3	高齢者世帯	夫が65歳以上の夫婦のみの世帯及びこれに18歳未満の子が加わった世帯	子の就業の有無を問わない。
4	普通世帯	上記以外の世帯	

参考資料 2

職能形態分類表

符号	区 分	基 準	摘 要
1	経営職 (勤労者以外)	使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員	民間、官公職員でも高度の企画管理に従事する者を含む。
2	管理職 (勤労者)	管理的な仕事に従事している者	いわゆる、職長、現場監督等は含まない。
3	専門職 (勤労者・勤労以外)	高度な専門知識技術を内容とする仕事に従事している者	大学卒業程度の能力を有し、更に高度の試験または実務能力を必要とし、あるいは特殊な芸術的能力を必要とする仕事に従事する者。
4	事務職 (勤労者)	書記的な仕事に従事している者	一般的な知識・経験に基づいて一定の判断的内容をもつ業務を行う者。単純な集金のような外勤作業などは含まない。
5	技術職 (勤労者)	技術的な仕事に従事している者	大学、短大卒業程度の能力を有し、一定の試験または実務経験を必要とする技術的な業務に従事する者。
6	商工職 (勤労者以外)	独立して個人組織(使用人4人以下)で商品の製造、加工、販売またはサービスを提供する業主	技能・労務職に分類されるべき者でも雇用されず、独立営業している者は含める。
7	技能・労務職 (勤労者)	主として肉体的労働に従事している者	工程に関する知識、機械の操作的能力を必要とするが、反復的・限定的な作業に従事する者。
8	その他 (勤労者以外)	1～7の分類に当てはまらない者	
9	無職 (無職)	職業のない者	

区市別調査単位区数一覧表

平成18年1月1日現在

区市名	調査単位区数			区市名	調査単位区数			区市名	調査単位区数		
	計	生計	家計		計	生計	家計		計	生計	家計
総数	132	46	86	荒川区	2	—	2	調布市	4	4	—
区部	68	—	68	板橋区	4	—	4	町田市	4	4	—
新宿区	4	—	4	練馬区	6	—	6	小金井市	2	2	—
文京区	2	—	2	足立区	4	—	4	小平市	2	2	—
墨田区	2	—	2	葛飾区	4	—	4	日野市	2	2	—
江東区	4	—	4	江戸川区	4	—	4	東村山市	6	—	6
品川区	2	—	2					国分寺市	2	2	—
目黒区	4	—	4	市部	64	46	18	国立市	2	2	—
大田区	6	—	6	八王子市	6	6	—	清瀬市	2	2	—
世田谷区	6	—	6	立川市	6	—	6	東久留米市	2	2	—
渋谷区	2	—	2	武蔵野市	2	2	—	多摩市	2	2	—
中野区	4	—	4	三鷹市	2	2	—	稲城市	2	2	—
杉並区	4	—	4	青梅市	2	2	—	羽村市	2	2	—
豊島区	2	—	2	府中市	6	—	6	西東京市	4	4	—
北 区	2	—	2	昭島市	2	2	—				

(注) 調査単位区のうち、生計は都の単独調査分、家計は総務省統計局の家計調査分である。
1 調査単位区当たりの調査世帯数は6世帯である。